

## 大東文化大学外国語学会会則

- 第1条 本会は大東文化大学外国語学会と称する。  
事務所は板橋校舎外国語学部研究室におく。
- 第2条 本会は、中国語部会・英語部会・日本語部会を組織し、外国語・海外事情・日本語等の研究を推進し、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。
- 1、機関紙の発行（年1回）
  - 2、研究会の開催
  - 3、その他、本会の目的を達成するための必要な事業
- 第4条 本会の会員は、下記の通りとする。
- 1、外国語学部の専任教員
  - 2、外国語学部の在学生
  - 3、外国語学研究科の在学生
  - 4、外国語学部所属の特任教員
  - 5、外国語学部所属非常勤教員のうちの希望者
  - 6、卒業生・修了生のうちの希望者
  - 7、会長が推薦し、委員会において承認を得た者
- 第5条 本会に委員会をおく。委員会は会長がこれを招集し、議長となり、第3条の必要な事項を審議決定する。  
委員会に関する細則は別にこれを定める。
- 第6条 本会は年1回、通常総会を開催する。総会は委員会の議を経て会長が招集し、必要事項の承認を得るものとする。  
全会員の3分の1から付議すべき事項を示して総会開催の請求があった場合は、これを招集しなければならない。  
総会は全会員の過半数をもって成立する。
- 第7条 (1) 本会に下記の役員をおく。
- 1、会長1名
  - 2、幹事3名
  - 3、教員から選出の代議員6名
  - 4、学生から選出の代議員3名
  - 5、教員から選出の会計3名
  - 6、学生から選出の会計3名
  - 7、編集委員6名
- (2) 監事は6名おく。

第8条 (1) 会長は学部長を以ってこれに当てる。会長は会務を総理し、会を代表する。

(2) 幹事は代議員の互選によって選出し、教員から選出の代議員から2名、および学生選出の代議員から1名を以ってこれに当てる。幹事は、会長を助けて、本会の事務を遂行する。

(3) 代議員は会員の互選によって選出し、会長が委嘱する。代議員は会長の諮問に応じる。学生から選出された代議員は各部会の部会長を兼担する。

(4) 会計は会員の互選によって教員および在学生から選出し、会長が委嘱する。

(5) 編集委員は各部会の教員及び学生から各1名を会員の互選によって選出し、会長が委嘱する。編集委員は機関紙の編集・発行を行なう。

(6) 監事は各部会の教員から各2名を会員の互選によって選出し、会長が委嘱する。うち1名は専任教員でなくてはならない。監事は本会事業および会計を監査する。

第9条 役員の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第10条 (1) 本会の経費は、会費・寄付金及び事業費をもってあてる。

(2) 本学会の会費は、年2,000円とする。

(3) 学生の会費は、所定在籍年度分を入学時に一括納入する。

附 則 1、本会則は総会の承認により変更することができる。

2、本会則は昭和46年6月10日から施行する。

3、この会則は昭和47年6月9日に改正、同日より施行する。

4、本会則は平成20年6月20日に改正、同年4月1日にさかのぼって適用し施行する。

5、本会則は平成27年6月12日に改正、同年4月1日にさかのぼって適用し施行する。

6、本会則は平成28年5月27日に改正、同年4月1日にさかのぼって適用し施行する。

7、本会則は平成29年5月26日に改正、同年4月1日にさかのぼって適用し施行する。

8、本会則は令和元年5月24日に改正、平成31年4月1日にさかのぼって適用し施行する。

9、本会則は令和4年5月28日に改正、同年4月1日にさかのぼって適用し施行する。

## 外国語学会委員会に関する細則

第1条 本委員会の委員は外国語学会の以下の全役員とする。

会 長 1名

代議員 9名（各部会より3名ずつ）

会 計 6名（各部会より2名ずつ）

第2条 外国語学会全役員の過半数をもって本委員会の定足数とする。

第3条 1、本委員会の議長は外国語学会会長が務める。

2、議長が本委員会に出席できない場合は、幹事部会の代議員が代行する。

第4条 決定事項は出席した委員の過半数をもって可決される。

第5条 議長は必要に応じて会議を招集する。又、各部会から要求があった場合は会議を招集しなければならない。

第6条 本委員会は必要に応じて小委員会を設けることができる。

付 則 1、本細則は総会の承認により変更することができる。

2、この細則は平成21年6月19日に承認され、同年4月1日にさかのぼって適用し、施行する。

3、この細則は平成27年6月12日に改正され、同年4月1日にさかのぼって適用し、施行する。

4、この細則は令和4年5月28日に改正され、同年4月1日にさかのぼって適用し、施行する。